平成２２年（フ）第８３号
山梨県甲斐市玉川888番地県営玉川団地31号館426号
債務者　山口　智彰
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第８６号
山梨県南アルプス市荊沢297番地１　アナンダ・ニワス203
債務者　穂坂　正照
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第９０号
山梨県甲府市住吉３丁目29番13号ツインズＫ２　２―Ａ
債務者　深澤　桂子
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第９７号
山梨県甲斐市玉川1504番地
債務者　小沢　　靜
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３０号
福岡県直方市大字頓野1433番地２
債務者　花村　美晴
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで　福岡地方裁判所直方支部

平成２２年（フ）第３７号
福岡県直方市新知町６番10号
債務者　宮原三代子
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで　福岡地方裁判所直方支部

平成２２年（フ）第４０号
福岡県直方市大字直方670番地87
債務者　櫻井喜美代
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで　福岡地方裁判所直方支部

平成２１年（フ）第５３２号
佐賀県三養基郡みやき町大字原古賀605番地７
債務者　黒木　美幸
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５６６号
佐賀県佐賀市若楠２丁目１番16号
債務者　上野　　忠
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５号
佐賀県佐賀市嘉瀬町大字荻野75番地２
債務者　塚原あい子
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１７号
佐賀県三養基郡みやき町大字江口2529番地62
債務者　山戸ヤス子
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６２号
佐賀県佐賀市多布施４丁目17番323号
債務者　大島　尚美
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１１５号
長崎県長崎市西海町1776番地80
債務者　濵口　珠惠
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１２４号
長崎県長崎市琴海村松町1502番地
債務者　前田　　実
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１４６号
長崎県長崎市立山２丁目７番12号
債務者　髙谷喜久雄
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１９０号
熊本市武蔵ケ丘３丁目17番３―59号
債務者　古川由香里
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第８１号
宮崎県日向市大字日知屋1383番地６
債務者　栗山　光明
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第４８９号
沖縄県那覇市首里久場川町２丁目96番地　久場川市営住宅５―503
債務者　山城　　嚴
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで　那覇地方裁判所民事第３部